

社団法人コンピュータソフトウェア協会および
特定非営利活動法人みちのく情報セキュリティ推進機構の指定機関の指定について

平成 19 年 8 月 15 日
財団法人日本情報処理開発協会
プライバシーマーク推進センター

平成 19 年 7 月 24 日に開催したプライバシーマーク制度委員会（委員長：堀部政男 一橋大学名誉教授）において、社団法人コンピュータソフトウェア協会（略称：CSAJ）および特定非営利活動法人みちのく情報セキュリティ推進機構（略称：MISEC）をプライバシーマーク付与認定指定機関（以下「指定機関」という。）とすることの了解が得られたので、同日付で指定することとしました。

CSAJ は、コンピュータソフトウェア製品に係わる会員企業（約 500 社）を付与認定の審査対象と致します。

MISEC は、東北 6 県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）に本社が所在する事業者を付与認定の審査対象と致します。

したがって、当該指定機関の付与認定審査の対象となる事業者は、今後の新規申請および更新申請は、それぞれ該当する指定機関に申請することができますのでお知らせ致します。

なお、認定事業者が更新申請を行う場合、上記指定機関に変更して申請することができますので、当該指定機関にご相談ください。

以上